



豊新だより

第29号

河内第9機場地区



改良区の概要 (令和2年5月31日現在)

組合員数	4,117人
受益面積	4,023.8 ha
総代数	58名
理事数	15名
監事数	3名
職員数	15名

〒300-1324

稲敷郡河内町源清田5960

TEL 0297-84-2226

FAX 0297-84-2230

Eメール toyodashintone@ab.auone-net.jp

ホームページ <http://www.toyodashintone.com>

発行人 豊田新利根土地改良区
理事長 岡田金男

ごあいさつ

豊田新利根土地改良区

理事長 岡田 金 男



新年度にあたり、組合員の皆様へご挨拶申し上げます。日頃より土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。また、茨城県南農林事務所をはじめ茨城県土地改良事業団体連合会、各行政機関の皆様方にはご指導ご支援を頂き、感謝申し上げます。

この度の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、不要不急の外出自粛で普段通りの生活が出来ない状況にあります。感染予防に努めて早期の終息を期待したいと思います。

今年度の管内の事業実施状況につきましては、県営早井東部地区は用水路工事として送水管工事を、県営利根西部地区は換

地原案作成を予定しております。尚、県営早井地区は付帯工

事、県営利根北部地区は4期地区の排水ポンプ、区画整理付帯工事をもって事業完了を予定しております。また、老朽化の進んだ施設は団体営維持管理適正化事業等で順次改修する予定です。

今後も経費の節減、賦課金の収納率の向上に取り組み、役員一丸となつて業務運営に努めてまいりますので宜しくお願いいたします。

ごあいさつ

茨城県南農林事務所
稲敷土地改良事務所

所長 金



稲敷土地改良事務所の金(こん)でございます。昨年度に引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

豊田新利根土地改良区の皆様

には、日頃より、本県の農業振興並びに農業農村整備事業の推進について、暖かいご理解とご協力を賜っており、心より御礼申し上げます。

昨年は、台風15号・19号・21号など度重なる暴風雨・豪雨により、県内の農地・土地改良施設は甚大な被害を受けました。

幸い稲敷土地改良事務所管内の土地改良施設の被害はわずかでありましたが、台風15号では、パイプハウスなどの農業用施設が大きな被害を受けました。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

また、皆様ご存じのとおり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、本県は改正特措法に基づく緊急事態宣言において、特定警戒都道府県の一つに指定されました。農業者の皆様は、日頃より国民への食料の安定供給等に重要な役割を担っておりますが、感染の流行を早期に終息させるため、引き続き、厚生労働省、県、保健所等からの情報に基づき、予防対策を徹底していただきますようお願い申し

上げます。

さて、近年の農業農村の情勢につきましては、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大、過疎化など、様々な課題に直面しております。

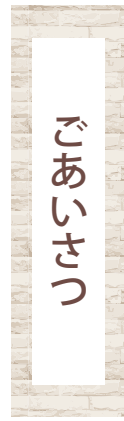
こうした課題に対応するため、県では農地の大区画化や担い手への集積・集約化により生産コストを縮減させることや、水田の汎用化により野菜などの高収益作物を導入して販売額を増加させることなど、基盤整備(土地改良)を契機に農業所得の向上につなげ、「儲かる農業」を実現するを目指しております。

また、農業農村整備としましては、この「儲かる農業」を目指す水田・畑の整備のほか、老朽化した農業水利施設の長寿命化対策や防災・減災対策の強化、さらには、多面的機能支払交付金を活用した農地や用排水路等の保全活動の拡大等を積極的に進めております。

当事務所としましても、地元負担の軽減や事業効果の早期発現に配慮しながら計画的に基盤整備を進め、管内の農業農村が

今後も元気で活力あるものとなりますよう、職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、豊田新利根土地改良区の益々のご発展と皆様のご健勝を祈念申し上げます、ご挨拶といたします。



茨城県土地改良事業団体連合会
県南事業所

所長 川松 秀樹



4月の定期異動によりまして、茨城県土地改良事業団体連合会県南事業所に赴任いたしました川松でございます。どうぞよろしくお願いたします。

岡田理事長をはじめ、豊田新利根土地改良区の皆様方には、常日頃より農業農村整備事業の

推進はもとより本会の業務運営に對しまして、特段のご支援ご協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言を受け、茨城県より県内すべての居住者に対して4月14日から5月17日までの間、平日・休日を問わず、不要不急の外出自粛要請がありました。そのため土浦・

稲敷管内連絡協議会合同で開催予定をしておりました複式簿記の研修会が2回延期になってしまいました。今後の状況を鑑みて開催時期を決定し、通知を差し上げたいと思います。また

本会では各自、出勤前に検温を行い、こまめな手洗い・アルコール消毒、定期的な換気、3密（密閉・密集・密接）を避け、ロー

ーションを組み2班集体で業務を行っております。会員の皆さまにはご不便・ご迷惑をおかけしますがご理解・ご協力の程

よろしくお願いたします。

近年の農業農村を取り巻く情勢は農業従事者の高齢化や減少、担い手不足、地域活力の低下、農家の権利意識の変化、賦

課金の滞納など様々な問題が出てきております。本会では会員の法律上の問題・法的紛争について平成20年度より顧問弁護士が相談に応じ、意見を述べ、土地改良事業の円滑な推進と会員の組織運営基盤の強化に資することを目的として顧問弁護士制度を導入いたしました。延べ12年間で175件の相談があり、今後ともこの制度を利用いたしまして土地改良区の組織の適切な運営に利用していただければと思います。

昨年は異常気象がもたらす度重なる豪雨、台風などで県南地域5市にも土地改良施設の冠水や農地及び水路への土砂流入等の被害がありました。国土強靱化の観点からも農村地域の防災力を向上するための防災・減災

対策は喫緊の課題であるため、農業用水利施設の計画的な保全管理が必要であります。また、

本県の農業水利施設においても耐用年数を超過した施設も多く、老朽化した施設の更新整備

補修に対する費用の増加や機能低下により土地改良区の業務運営に影響が出ております。本会

といたしましたも、土地改良区は地域農業を守る最後の砦であるということ踏まえ、行政と連携を図りながら、会員の皆さまと一緒に本県の農業農村整備事業を進めていきたいと思っております、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、豊田新利根土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。



令和二年度 通常総代会開催

令和二年二月二十六日通常総代会が開催されました。
総代五十一名（定数五十九名）の出席、議長に第十一選挙区より、川村忠昭総代が選出され、全十二号議案が原案どおり、可決されました。

令和二年度 通常総代会提出議案

第一号議案

令和一年度豊田新利根土地改良区変更事業計画について

第四号議案

令和二年度豊田新利根土地改良区事業計画について

第二号議案

令和一年度豊田新利根土地改良区事業資金借入変更限度額及び借入先について

第五号議案

令和二年度豊田新利根土地改良区賦課金の賦課及び賦課金の端数取扱い並びに、賦課徴収方法について

第三号議案

令和一年度豊田新利根土地改良区一般会計・特別会計収入支出補正予算（案）について

第八号議案

令和二年度豊田新利根土地改良区役員報酬について

第七号議案

令和二年度豊田新利根土地改良区事業資金借り入れについて

第八号議案

令和二年度豊田新利根土地改良区地元分担金の納付について

第九号議案

令和二年度豊田新利根土地改良区一般会計・特別会計収入支出予算（案）について

第十号議案

令和二年度豊田新利根土地改良区一般会計・特別会計一時借入金について

第十一号議案

豊田新利根土地改良区歳計現金預入先について

第十二号議案

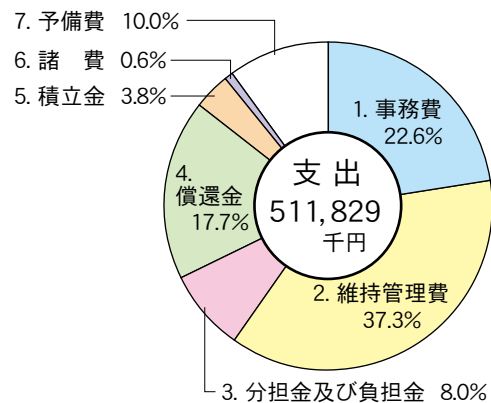
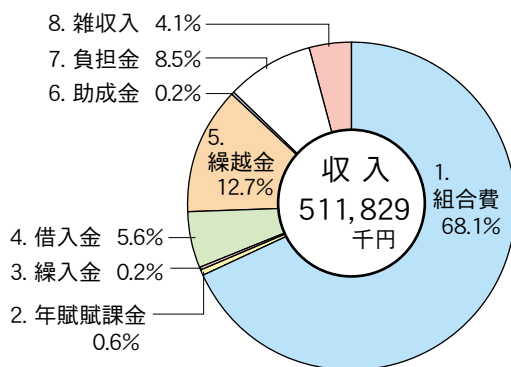
利水調整規程（案）について



令和2年度 一般会計予算の内訳

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	348,554,000	1. 事 務 費	115,570,000
2. 年 賦 課 金	3,134,000	2. 維 持 管 理 費	191,127,000
3. 繰 入 金	1,000,000	3. 分 担 金 及 び 負 担 金	40,725,000
4. 借 入 金	28,750,000	4. 償 還 金	90,700,000
5. 繰 越 金	65,000,000	5. 積 立 金	19,500,000
6. 助 成 金	878,000	6. 諸 費	3,250,000
7. 負 担 金	43,568,000	7. 予 備 費	50,957,000
8. 雑 収 入	20,945,000		
計	511,829,000	計	511,829,000



令和2年度一般賦課金 8,700円／1,000㎡

- ・ 經常賦課金 6,600円／1,000㎡
- ・ 特別賦課金 2,100円／1,000㎡

期 別	賦 課 額	納 期
1 期	2,900円	6月1日
2 期	2,900円	9月30日
3 期	2,900円	11月30日

令和2年度 年賦償還金 1,000㎡当

No.	地 区 名	賦 課 額	納 期	最終年度
1	県 営 上 根 本	3,600円 (用・排水) 1,000円 (暗渠)	7月31日	令和18年度

令和2年度 特別会計賦課金 1,000㎡当

No.	地 区 名	賦 課 額	納 期
1	県 営 利 根 北 部	1,000円 (經常) 3,280円 (償還金)	7月31日
2	県 営 利 根 西 部	1,100円 (經常)	7月31日



臨時総代会開催

令和元年十月十六日臨時総代会が開催されました。
 総代四十七名（定数五十九名）の出席、また来賓として茨城県南農林事務所 稲敷土地改良事務所 金所長の出席を賜り、議長に第十一選挙区より、川村忠昭総代が選出され、全七号議案が原案どおり、可決されました。

令和元年度 臨時総代会提出議案

第一号議案

平成三十年度豊田新利根土地改良区財産目録、事業報告書について

第五号議案

令和元年度豊田新利根土地改良区事業計画について

第二号議案

平成三十年度豊田新利根土地改良区一般会計、特別会計収入支出決算について

第八号議案

令和元年度豊田新利根土地改良区一般会計、特別会計収入支出補正予算（案）について

第三号議案

豊田新利根土地改良区事業計画変更に伴う借入額変更について

第七号議案

令和元年度豊田新利根土地改良区特別会計収入支出予算（案）について

第四号議案

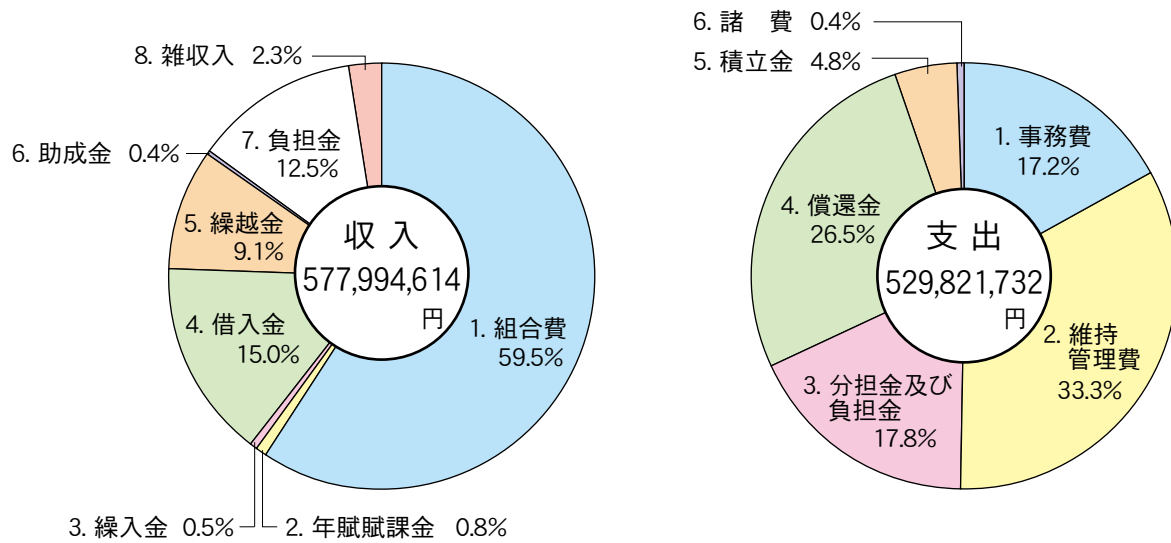
豊田新利根土地改良区財産の売却について

平成30年度 一般会計決算報告

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	344,078,147	1. 事 務 費	90,981,976
2. 年 賦 賦 課 金	4,425,200	2. 維 持 管 理 費	176,230,538
3. 繰 入 金	2,700,000	3. 分 担 金 及 び 負 担 金	94,298,348
4. 借 入 金	86,644,000	4. 償 還 金	140,561,001
5. 繰 越 金	52,387,997	5. 積 立 金	25,500,000
6. 助 成 金	2,520,000	6. 諸 費	2,249,869
7. 負 担 金	72,026,700		
8. 雑 収 入	13,212,570		
計	577,994,614	計	529,821,732

収入支出差引残金 48,172,882円は、令和元年度へ繰越



平成30年度 特別会計決算報告

(単位：円)

会計名	収入額	支出額	残額
1. 県営利根北部地区	17,034,072	10,857,378	6,176,694
2. 県営利根西部地区	3,139,015	1,383,923	1,755,092
3. 基幹水利施設管理事業	16,630,000	16,630,000	0
4. 県単かんがい排水事業古河林地区	6,800,000	6,800,000	0
5. 基本財産積立金	211,203,148	0	211,203,148
6. 地区除外決済金積立金	102,117,443	0	102,117,443
7. 職員退職給与積立金	34,599,241	23,045,100	11,554,141
8. 公車購入積立金	9,840,776	1,700,000	8,140,776
9. 国県営償還準備積立金	131,748,881	0	131,748,881

残金は、令和元年度に繰越

平成30年度 財産目録

(単位：円)

資 産		負 債	
流動資産	73,325,070	長期負債	1,021,958,353
特定資産	568,853,004	短期負債	568,853,004
固定資産	114,984,786		
計	757,162,860	計	1,590,811,357

平成31年度 管内事業実施状況

(単位：千円)

事業名	地区名	事業費	事業量
新農業水利システム保全整備事業	早井	150,500	用水路工 L=400 m
かんがい排水事業	早井東部	432,295	第9機场上屋・ポンプ一式 用水路工 L=470 m
県営経営体育成基盤整備事業	利根北部1期	114,705	集落排水路 ボックスカルバート L=200 m
	利根北部4期	78,400	排水機場王、付帯工一式
県営経営体育成基盤整備事業	利根西部	160,500	測量試験費、換地費
団体営基幹水利施設管理事業	新利根川沿岸	12,640	十角排水機場 除塵機修繕
団体営維持管理適正化事業	豊田新利根	11,000	柴崎堰、堰体設備及び格納設備補修
県単かんがい排水事業	羽子騎	8,424	羽子騎機場主ポンプ改修

役員就任

古山 行夫 理事

(第九選挙区 上根本)

令和二年三月二十六日 就任

令和二年三月二十六日に役員補欠選挙を行い当選されました。

総代退任

萩原 和廣 総代

(第十選挙区 角崎)

令和二年四月七日 退任

萩原氏におかれましては、平成三十年二月二十六日より令和二年四月七日までの間、総代として当土地改良区のためにご尽力を賜り、誠にありがとうございました。

事務局人事

採用

野澤 禎弘

(管理課水利係主事)

令和二年二月二十七日付

宮内 雄平

(管理課管理係主事)

令和二年四月一日付

お悔み

本橋 秀夫 理事

(第九選挙区 下根本)

令和元年十二月三十日

死去

ここに、生前のご功績に対し、敬意と感謝を表し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。



次のようなときは土地改良区に手続きをしてください

- ◎ 農地の **相続・売買・贈与・賃借・交換** などしたとき
- ◎ 農業者年金受給のため **経営移譲** のとき
- ◎ 組合員の **死亡** 及び **住所** の変更があったとき

以上のような変更の場合は、資格得喪の通知書を会計課まで届出て下さい。

また提出する際、本人確認をいたしますので、本人確認できるもの（免許証、保険証等）をご持参の上、新資格者の方が提出してください。

※資格得喪の通知書は、添付されている用紙をご使用ください。

- ◎ 田を **宅地等** に転用するとき
- ◎ 田を **公共事業用地（道路、公園等）** に転用するとき

以上のような場合は、地区除外申請書、農地転用届を総務課まで届出下さい。

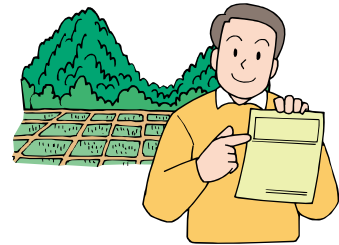
☆ 資格の異動（名義変更）、農地転用（地区除外）の届出は、土地改良法第43条の規程により組合員から土地改良区へ通知することが義務付けられています。

届出のない場合は、土地改良区の台帳は変更されません。

賦課金は、そのまま賦課されてしまいますのでご注意ください。

- ◎ 土地改良区の施設等を（出入口等に）使用したいとき

上記の場合は、総務課まで申請して下さい。



延滞金について

督促状を受けた場合は、滞納日数に応じ滞納額に年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を頂きます。

滞納賦課金は、新しい組合員が負担

農地の異動（売買等）の場合、滞納賦課金のある農地を取得しますと土地改良法第四十二条の規程により取得した組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。

取得の際には、よく確認して下さい。

口座振替のすすめ

安全・確実・便利

- 納入通知書の紛失や納期忘れがなく納入できます。
- 納入の為、土地改良区や金融機関に出向く必要がありません。
- 稲敷農協、水郷つくば農協で口座振替をご希望の方は、土地改良区会計課及びJA稲敷（西部支店）、JA水郷つくば（竜ヶ崎中央、竜ヶ崎西部、牛久、わかかさ支店）に「賦課金等預金口座振替依頼書」が置かれていますので、所定の事項を記入し、通帳届け印を押印して提出してください。
- 常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫より口座振替をご希望の方は、土地改良区会計課までご連絡ください。
- 郵便局より口座振替、及び払い込みをご希望の方は土地改良区会計課までご連絡ください。

多面的機能支払は地域の共同活動を支援します！

『多面的機能支払交付金』により地域の共同活動に対して交付金が支払われます

交付金は活動参加者の日当や、必要な資材の購入費等に充てていただけます

交付金の支払い対象となる活動例

① 農地維持支払



法面の草刈り



水路の泥上げ

② 資源向上支払(共同)



水路の補修



植栽活動

交付金額

10aあたり基本交付単価(1年間)

水田50haの活動範囲で①, ②の両方に取り組む場合
最大で年270万円が交付されます

種別	①農地維持支払【必須】	②資源向上支払(共同)	①, ②の両方に取り組む場合	③資源向上支払(長寿命化)
水田	3,000円	+2,400円	5,400円	(+4,400円)
畑	2,000円	+1,440円	3,440円	(+2,000円)
草地	240円	+ 240円	480円	(+400円)

※②資源向上支払(共同)の交付単価は活動の内容によって変更となる場合があります。

※③資源向上支払(長寿命化)の交付単価は参考額です。

※負担割合 国 1/2, 県 1/4, 市町村 1/4 **地元負担は発生しません**

問合せ先

- 豊田新利根土地改良区総務課(電話:0297-84-2226)
- 市町村土地改良関係課
- 茨城県県南農林事務所土地改良部門(電話:029-822-5045)



農家のみなさんへ 貸したい農地ありませんか？



農地を貸したい

●規模縮小 ●経営転換 ●農地相続 でお困りの方

メリット

- 賃料は機構を通して支払われ、期間が満了すれば、農地は確実に戻ります。
- 期間満了後、継続して貸付することもできます。
- 受け手が耕作できなくなった場合、機構が次の受け手を探します。

農地を借りたい

●規模拡大 ●新規参入 をお考えの方

メリット

- 長期の耕作が可能となり、安定的な経営が行えます。
- まとまった農地の借入や、分散した農地の集約化ができます。

貸付

貸付(転貸)

「農地集積バンク」茨城県農地中間管理機構

機構が借り受けられる農地の基準(主なもの)

- 農業振興地域内の農地。
- 10年以上の貸付が可能。
- 土地改良区賦課金の延滞がない。
- 再生作業が困難な遊休農地ではないこと。
- 賃借範囲が明確にできること。
- 大型農業機械が通行可能な進入路が確保されている。

※機構が借り受けた農地については、土地改良事業が行われることがあります。

詳しくは、最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

茨城県農地中間管理機構

(公益社団法人茨城県農林振興公社) 茨城県水戸市上国井町3118-1

TEL.029-350-8687

■ ホームページ

<http://www.ibanourin.or.jp/nourin/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索



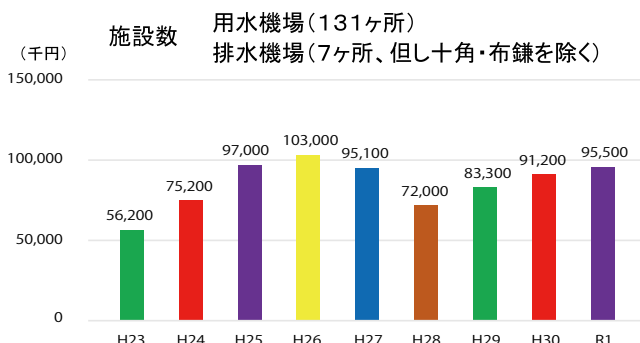
各地域お問い合わせ先

- 県北農林事務所 駐在 TEL.0294-33-8772
- 県央農林事務所 駐在 TEL.029-231-6560
- 鹿行農林事務所 駐在 TEL.0291-32-6272
- 県南農林事務所 駐在 TEL.029-823-5633
- 県西農林事務所 駐在 TEL.0296-48-8225

おねがい

● 用水機場の休止及び用排水機場電力料金の推移について

管内の機場電力料金は下記のとおり、平成23年度と比較すると概ね1.7倍の料金を支払いました。電力料金の値上げも現在は一定料金で推移しておりますが、経常賦課金の約1/3を充当している現状です。組合員の皆様におかれましては、引き続き節電に御理解、御協力をお願いいたします。なお6月9日より7月10日までの毎週火・金曜日、7月15日から毎週水曜日、休ませていただきます。



● パイプライン蛇口の盗難について

平成19年度より毎年、管内全域で蛇口の盗難について、数多くの報告が寄せられております。真鍮製の蛇口は盗難されやすいので、プラスチック製の蛇口への交換をおすすめしております。



水難事故から 子供を守ろう

4月から8月まで水路には水が溢れています。

子供たちが水路の近くで遊んでいたら注意をして事故から守りましょう。



● 水路は、田圃の血管です

最近、水路に様々な投棄物（電化製品、タイヤ、一般家庭ゴミ等々）があります。それらを処分するには産業廃棄物として処分しなければなりませんし、経費も掛かります。又、パイプラインの目詰まりの原因にもなります。台風、大雨の時には冠水して作物に被害が及ぶこととなります。皆さんの水路です。不法投棄を目撃した時は御一報願います。

